総務建設委員会会議録

開閉日時 令和2年12月15日(火) 午前10時00分~午前11時13分 会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 6番 柴田 耕一、

7番 長谷川広昌、 10番 杉浦 辰夫、 12番 鈴木 勝彦、

13番 今原ゆかり、 16番 倉田 利奈、

オブザーバー

副議長(9番) 柳沢 英希

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 5番 岡田 公作、

8番 黒川 美克、 11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、

15番 内藤とし子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、

総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、 市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、 税務GL、税務G主幹、

都市政策部長、土木GL、都市計画GL、防災防犯GL、 上下水道GL、上下水道G主幹、

福祉部長、介護障がいGL、

こども未来部長

5. 職務のため出席した者 議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一 部改正について
- (2) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (3) 議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- (4) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第11回)
- (5) 議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3回)
- (6) 議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2回)
- (7) 議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算(第2 回)
- (8) 議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)
- (9) 陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳 情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております、議案付託表のとおり、議案8件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたい と思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより、議案付託表の順序により、会議 を行います。

次に、委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。 それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。 説 (総務部) 一点つけ加えさせていただきます。

議案第72号につきましては、介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正が含まれるなど、質疑が福祉文教委員会所属の部局等にも及ぶ場合もあり得ますことから、福祉文教委員会所属の部局等につきましても、説明員として出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

《議題》

(1) 議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部 改正について 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第72号の質疑を打切ります。

(2) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打切ります。

(3) 議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(6) 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

自立支援医療受給者証というのは、これは全疾患、全疾病に全部適用するということなんですけれど、所得額や何かは関係するのか。多分、鬱病だとかそういったあれも入ってくると思うんですけども、そこら辺のことと、その認定を受けるために医療機関、これ市内にあるのかどうか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

委員長 答弁求めます。

答(市民窓口) 自立支援医療費受給者証の所得の制限についてという ことなんですが、所得の条件がそれぞれ生活保護であったり、一定金額 以下というところで、金額の違いはございます。

そして、市内にこういった医療機関があるかどうかという御質問なんですが、これについては、把握出来ておりません。

問(6) 今、所得の制限があるということなんですけれど、それはい くらぐらい以下ですか。そういったあれはわかります。

答(市民窓口) 所得の条件についてなんですが、例えば生活保護ですと負担上限額は0円であったり、市町村民税非課税世帯の場合は、2,500円が上限であるとか。そういった形で6区分ぐらいに応じて、負担上限額のほうが、定まっております。

問(6) 最高額は20万ぐらいだったかな。どうだったかな。そこら辺だけ。

答(市民窓口) 一定所得以上という表現をさせていただきますと、23 万5,000円となります。

問(16) 今回の条例改正が行われるということになりますと、福祉手帳一、二級所持者で医療受給者証所持者、全ての医療機関において医療負担がなくなるということになります。

この制度について既に条例化している愛知県内の自治体をまず教えてください。

答(市民窓口) 県内の状況につきましてですが、本市を除きまして全ての市町村で、福祉手帳一、二級所持者への医療費助成が全疾病に拡大されております。

問(16) 本市以外は条例化されてるっていう今お答えだったと思うんですけど。高浜市はこの条例の導入がなぜ、ちょっとこのように遅れたとお考えでしょうか。

答(市民部) さきの総括質疑でもお答えをさせていただきました。繰り返しになりますけれども、精神障害者に対する医療費助成の範囲が、県内の市町村によってばらつきがあるということは、これ当事者にとりましても、それから医療機関にとりましても、好ましくなく、県内、均一の助成をすべきであると、以前より私どもは愛知県のほうへ要望を繰り返してまいりました。

しかし、愛知県が精神疾患に限定した助成範囲の堅持をされてみえま して、なかなか拡大をされない状況にありました。

こういった状況下におきまして、県内の市町村が、順次、全疾病へ助

成範囲の拡大をしておりまして、サービスの地域間格差を生じさせては いけないと、こう判断をしまして、本市も助成範囲を全疾病へ拡大した ものでございます。

問(16) 助成拡大された経緯はよくわかったんですけど、ちょっと高 浜市のが何で遅れたのかっていうことについては、よくわかりませんで した今の説明では。

議案第74号の説明資料をごらんいただきたいと思います。

福祉手帳の一、二級所持者は、どの程度の障害を持った方が対象となるかというところと、あと対象者のところに福祉手帳一、二級所持者でも医療受給者証所持者と、そうでない方と欄が分かれていますが、この違いについて教えてください。

答(市民窓口) まず1点目の等級による障害の程度というところになりますが、精神障害者保健福祉手帳の障害等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令で定められておりまして、障害の程度に応じて、1級から3級までの3区分となっております。各級の障害等級につきましては、日常生活でどの程度制限を受けるかなどで判断されます。

それともう1点。自立支援医療受給者証のある、なし等の有無の違いについてになりますが、自立支援医療制度は、比較的長期にわたる精神的な病気の治療に関して、通院による治療を継続的に必要とする方の経済的な負担を軽くするための制度となります。そのため、精神疾患により長期に入院、退院が見込めない方には、自立支援医療受給者証の交付や更新は行うことが出来ないことで、受給者証の発行の違いが生じてまいります。

問(16) 例えば母子医療受給者証とかは、所得の多い方は対象にはなりません。生活保護者は所得がふえれば生活保護から外れるわけですが、なぜこの制度においては、所得の制限を設けなかったのかっていう点と、あとですね、中には不動産等を持っており不労所得が多くある方も中にはいらっしゃる可能性もあるということで、今後、所得制限を視野に入れているのかお聞かせいただきたいということと、所得の制限を設けている自治体が愛知県内にあるかどうか教えてください。

答(市民窓口) 精神障害者医療費助成制度での所得制限を設けない、設けなかった理由につきまして、福祉医療制度は、県の助成制度に準じて実施をしております。精神障害者医療費受給者制度につきましては、県の補助基準においても、所得制限が設けられておらず、県内の他市町村でも、名古屋市を除いて、所得制限を設けている市町村はありません。障害をお持ちの方は経済的に不安定な方も多く、また、抱える障害に起因する医療費の負担も多くなりがちです。そのような方が安心して医療を受けられ、受診控えなどによる重症化などを防ぐためにも、所得制限なしての医療費助成としております。

そして今後の予定につきましてなんですが、今申し上げたとおり福祉 医療制度は県の助成制度に準じて実施していますので、今回改正する精 神障害者医療費の助成を含め、愛知県の動向を注視してまいりたいと思 います。

最後に県内で所得制限をしている自治体についてですが、最初に申し上げたとおり、名古屋市だけとなっております。

問(16) 今の御答弁でいきますと、名古屋市においては県の補助基準に準じていないということでよかったのかということと、あともう一点ですね。障害者医療助成の対象者の中で、今回の改正対象とならない方、先ほどの説明資料の2の主な改正内容の表でいくと、2段目以降、下の方ですね。この方がですね、支払い方法が現物給付ではなくて、2分の1の償還とされていることで今回改正の対象となっておりません。この部分をですね、例えば現物給付にするとかの改正をするといった検討はされなかったのかということについて、お聞かせください。

答(市民窓口) まず1点目の所得制限を設けている名古屋市の状況についてお答えいたします。

名古屋市では、特別障害者手当所得制限を準用しているというところで、その範囲内に限って医療費助成を行っているという形になります。

もう1点。現物給付と償還払が混在、併用されているという内容だと 思いますが、医療費助成の方法につきましては、受給者と市、双方の負 担軽減のため、原則窓口での支払いが発生しない現物給付となっており ます。ただし、窓口負担の2分の1助成などの場合では、医療機関が受給者と市へ、2分の1ずつ医療費を請求することが出来ないため、一旦自己負担をしていただいて、後ほど、申請に基づいて給付を受けるという償還払という形で、併用させていただいております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・、先ほどのところですね、償還の部分。その部分だけ御答弁お願い出来ますか。

委員長 16番、倉田委員。要望は委員会では発言出来ないので、その部分は発言を取消します。

答(市民窓口) 実際に現物給付と償還払という二つの方法が、併用されているという状況ではありますが、入院に関しては償還払という形で統一をさせていただいております。

委員長 ほかに。

問(16) えっとですね、ごめんなさい。入院が償還払にしてるっていうのが、ちょっとすごく、結局、入院って結構お金かかったりするものですから、そういった場合に、その場で全額支払うっていうのが難しいっていうこともあるんじゃないかなと思うものですから、そういう意味で、この償還っていうのを、なぜ逆に設けてるのかっていうことを教えていただけたらと思うんですけど。

答(市民窓口) 先ほどの御答弁の繰り返しとなってしまいますが、入院等では2分の1償還というのがございまして、この2分の1償還という形になると医療機関がそれぞれに対して、医療費を半分ずつ請求するということが実務的に難しいということもありまして、償還払のほうで行っております。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打切ります。

(4) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第11回) 委員長 質疑を行います。

何番ですか。

問(16) ではまず一般会計歳入についてお伺いいたします。

15款2項2目の障害者医療費補助金と精神障害者医療費補助金、後期高齢者福祉医療費補助金、それから母子家庭等医療費補助金。これですね、いずれも増加による補正ということなんですけど、増加の内容について、人数が増えたのかどうか、その辺りのところを教えていただけたらと思います。

答(市民窓口) 歳入の15款2項2目民生費県補助金の増額、全体で、1,471万5,000円の増額につきまして、今年度上半期実績の4月から9月につきまして、医療の高度化が進む中で、1件当たりの医療費が増加したことによる医療費扶助の増額に伴いまして、県からの補助金を増額補正したものとなっております。

順に御説明させていきますと、障害者医療費補助金に係る扶助費の補 正484万2,000円は、58ページにあります 3 款 1 項10目19節の障害者医療 扶助費の増額補正に伴う県費負担分の歳入を増額するものです。

続いて精神障害者医療費補助金に係る扶助費の補正につきましては、 同じく58ページにありますが、精神障害者医療扶助費の増額補正に伴う 県費負担分の歳入を増額するもので、その下、次にあります精神障害者 医療費補助金に係る事務費の補正の3,000円につきましては、同じく58ページの審査支払手数料の増額補正に伴う県費負担分の歳入。その下の後 期高齢者福祉医療費補助金に係る扶助費の補正546万円は、同じく58ページの後期高齢者福祉医療扶助費の県費負担分。その下の母子家庭等医療費補助金に係る扶助費につきましても、同じく58ページの母子家庭等医療費の増額補正に伴う県費の歳入を増額するものとなります。

問(16) 今の御説明だと人数が増えたとかではなくて、医療の高度化により単価の増ということでよかったですねっていうことと、続きまして、同じく、6目の商工費県補助金なんですけど、コロナウイルス感染症対策・・・

委員長 倉田委員、ページ数をお願いします。

問(16) 47ページです。新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事務費の補助金と、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金。これ休業協力金による補助金の減ということは、休業協力金が予測より減っているのではないかと思うんですけど、このあたりが結局、予定と実績数、それから予測より減った要因について教えてください。

答(経済環境) 休業協力金の予定の件数が、当初271件でございました。 実際の実績でございますが、177件となっております。予定に対しての実 績が減ったというところでございますが、愛知県のほうから271件ですよ ということで、恐らく何らかの統計のデータで算出されたかと思われま す。それに対して、十分な、知事が自ら記者会見等されたりして周知を されておりますので、実際の休業された方が177件ということではないか と考えております。

問(16) 今の御答弁だと県のほうからの店舗数で計算したから実績と しては、177店舗だった。ということで実際にこれだけで、減っちゃった よっていうことでよかったかと思うんですけど。

続きましてその下の土木費の県補助金のとこなんですけど、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費の補助金。こちら交付の額の確定という御説明が先日あったかと思うんですけど、これに関しまして、57万6,000円ということで、申請数がここで補助金として上がってるっていうことに関しまして、ちょっと内容を詳しく教えてください。

答(防災防犯) 今回補正でお願いしております、57万6,000円の内訳に

ついて御説明申し上げます。

補助基準額は2種類ございます。障害物検知機能つきと、なしの2パターンがございまして、それぞれに愛知県のほうで基準額が設けられております。ありのほうが3万2,000円。なしのほうが1万6,000円ということになっております。

これに対しまして、ありのほうが30台分。なしのほうが12台分ということで、補助金の申請を行っております。

これに対しまして、8月27日になりますが、県から内示を受けたこと を受けまして今回補正をお願いするものです。以上でございます。

問(16) 続きまして53ページの歳出に移ります。

2款1項15目の行政情報化費の通信運搬費ですね、こちら286万9,000 円の増額補正となっておりますが、こちらの内容と、引き続き、下の20 目の諸費というところで、年金生活者支援給付金事務費委託金返還金に つきまして、ちょっと内容を御説明ください。

答(行政) 行政情報通信事業についてお答えします。

こちら、行政グループが取り仕切っております郵送料、電話料金の増 額補正となります。

答(市民窓口) 年金生活者支援給付金事務費委託金返還金の増額2万 5,000円につきまして御説明いたします。

年金生活者支援給付金の事務費委託金は、令和元年10月の消費税の引上げに伴い、令和元年度から支給が始まったもので、法律に基づき交付額が決定されます。当該年度の見込額の報告書に基づき交付額が決定され、翌年度精算されることで、超過の場合は返還金が発生します。12月補正では、交付額が実績より超過していたため、返還金が2万5,000円発生したものとなります。

問(16) 先ほどの行政グループの答弁の通信運搬費の内容はわかった んですけど、なぜここで補正で上がっているのか、また金額内容につい てちょっと286万9,000円という金額なので、ちょっと理由をお聞かせく ださい。

答(行政) 行政グループのほうから各グループに、下半期に郵送する

であろう郵便物等の調査を行っております。それによって、各グループから出てきた要望額を当初予算と比較しまして、執行するであろう額が増えたというような形で増額をしております。大きな理由として金額の大きいところですと、例えば、いわゆる手渡しで書類を渡していたようなものを、郵送に変える。コロナの関係等も影響しているのではないかと分析しております。

問(16) はい、御説明ありがとうございます。では引き続き同ページの2款2項1目のところで、賦課徴収費のところの消耗品費が19万9,000円、それから機械器具費がマイナス9万9,000円。こちらの内容について御説明をお願いいたします。

答(税務) 御質問にありました消耗品の増につきましては、現在刈谷税務署と協議しておりますが、2月に行われます確定申告会場での飛沫防止のためのアクリルボードの設置と、申告会場での隣の席との間にパーテーションを設置することで感染症を予防するために、新たに予算計上したものでございます。

機械器具費の減につきましては、税務関係資料をLGWAN回線を使って、現在、電子転送のほうやっておるんですが、そのLGWAN接続用のパソコンについて、当初予算で計上させていただきましたが、入札した結果、執行残が出たので今回補正をさせていただくものでございます。

問(16) はい。では引き続き55ページのですね、2款7項1目の公平委員会費なんですけど、公平委員会の事業がマイナスとなっておりますが、こちらはコロナの影響なのか、どういったことなのか教えてください。

答(行政) こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、全国公 平委員会連合会及び愛知県公平委員会連合会との会議が中止されたこと に伴い、執行がされないものを減額するというものでございます。

問(16) はい、ありがとうございます。では67ページ、4款2項1目 のごみ処理・リサイクル推進費についてお伺いいたします。

まずこちらの、まずごみ減量リサイクル推進事業として、指定袋手数

料徴収業務委託料ですね、55万2,000円。こちらの増の要因とですね、あとその下のごみ収集運搬業務等委託事業なんですが、この表を見ますと粗大ごみの収集運搬委託料が58万2,000円と増えているにも関わらず、プラスチック、ペットボトル、それから一般廃棄物収集運搬及び資源ごみ分別収集運搬業務委託料、こちらのほうも減になっているということ。それからその下のごみ処理事業ですね。こちらも減となっておりますので、その辺りの御説明お願いいたします。

答(経済環境G主幹) まず、指定袋手数料徴収業務委託料からお答え させていただきます。

こちらのほうは、コロナ禍において家庭ごみの量がふえたことによりまして、指定袋の販売枚数がふえました。この委託料というのは販売店のほうに、指定袋を販売していただくと支払う手数料になりますので、販売実績がふえておりまして、当初予算の見込みに対して、10月末時点で7割程度歳出が実績になっておりますので、その不足分を今回補正するものです。

ごみ収集運搬業務等委託事業につきまして、お答えさせていただきますとこちらのほうは、粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、エコハウスで粗大ごみを収集しているんですけれども、そちらがコロナ禍で粗大ごみの搬出がふえましたので、その対応する人員をふやしたことによる増額であります。それ以外の3業務委託と、その下のごみ処理事業の委託料につきましては、入札による執行残で減額となっております。以上です。

問(16) はい、御説明ありがとうございます。引き続きその下の衛生 費。3目衛生費の狂犬病予防事業なんですが、こちらもコロナの影響で しょうか、御説明をお願いいたします。

答(経済環境G主幹) 狂犬病予防事業につきましては、従来ですと集合注射というものを実施しているんですけれども、コロナで集合注射が中止になりました。このことによりまして、集合注射負担金の9,000円を減額しまして、集合注射出来なかった方が、動物病院のほうで狂犬病の注射を打たれたことによりまして注射済票交付手数料徴収業務委託料、

こちらのほうが動物病院で支払う手数料になるんですけれども、これが10万5,000円増加になりました。以上です。

問(16) はい、ありがとうございます。コロナによる影響がですね、 こうしていろいろ補正の中で出てくるなってことがよくわかりました。

その下のですね、5款1項2目の労働対策推進費、こちらにつきまして、マイナス2万5,000円ですね。こちらの内容と、多分これコロナによる事業の中止かなと思われるんですが、内容についてまた教えてください。

答(経済環境) こちらの補助事業でございますが、補助先が愛知県陶器瓦工業組合でございます。そちらのほうでやっておられます就労支援事業ということで、地場産業の振興のために補助を行っているということで、減額の理由につきましては、今回新人研修を中止されたということでその分を減額しております。

問(16) はい。では68、69ページに移ります。7款1項2目商工業振興費の中小企業支援事業。こちらのほうがですね、大幅な減額となっております。実績見込みということなんですが、ちょっと金額が大きいということで、この金額の内容とまたちょっと2,000万という補正。ちょっとこの金額についてもちょっと、なぜ2,000万かっていう部分についても教えていただけたらと思います。

答(経済環境) 2,000万円のところでございますが、この減額した理由でございますが、国、県による実質無利子などの融資制度が行われており、借入時の経費負担が少ない制度を事業者さんが選択されております。その結果、こちらの5月1日のほうで補正をコロナ対策ということで増額しておったんですが、残る期間と現在までの実績から見て、必要な部分は残して、それ以外を減額させていただきました。

問(16) すいません。いわゆる中小企業が借りるときの利子の補償金を市のほうで補助するっていうことだと思うんですけど。実績見込みということでね、先日御説明があったかと思うんですけど、一応予測したよりも、少なかったということかなと思うんですけど、もしその少なくなった要因とか何かわかれば教えてください。

答(経済環境) ちょっと先ほどの答弁の繰り返しになるんですが、金融機関から、いろいろお金を借りる制度が国とか県も十分に充実しておりました。当初増額しておるときには、高浜市のほうに相当来るんじゃないのかということで増額はしたのでございますが、やはり国、県のほうの有利な制度がございますので、そちらのほうに、恐らく企業さんたちがお金の申請をされてるというところからと推測しております。

問(16) 今の説明と持続化給付金とかそういった国の制度とかを活用、 後から出てきたものを活用したから減額したっていうことでよかったで すかね。もし私の理解が違っていたらまた御説明お願いいたします。

次に、70、71ページに移ります。7款1項、同じく2目ですね。こちらのですね、新型コロナウイルス感染症・・・ごめんなさい。一番下の補助金のとこですね。新型コロナウイルス感染症対策協力金と新型コロナウイルス感染症対策理美容業協力金。こちらのほうがマイナス補正になっているんですけど、やっぱり理美容業者から思ったより申請が少なかった。ちょっと、申請が結局何件ぐらいあって、どれぐらい申請されなくって、なぜ申請が少なかったかについて、何か理由がわかれば教えてください。

答(経済環境) 理美容分でございますが、予算段階で65件。こちらも 愛知県のほうからいただいた数字でございます。それに対して実績が37 件でございました。

この減っている理由でございますが、実際には組合さんに入ってる方、入っていない方とかいろいろございまして、特にその周知のほうは、皆さんにされているところでございますが、やはり実際に営業されたとかっていう方がおられて、申請されなかったということを伺っております。間(16) ちょっと心配されてるのがですね、やっぱり理美容業界とかに入っていない方も、周知が確認されてるっていうことでよかったですかね、今の答弁でいくと。

答(経済環境) 先ほどの愛知県の休業要請と同時にこの事業をやって おります。その際に制度としては、後からのほうにはなったんですが、 十分周知のほうはされたというふうには認識しております。 委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第83号の質疑を打切ります。

(5) 議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予 算(第3回)

委員長 質疑を行います。

問(16) ではまず、98、99ページの歳入についてお伺いいたします。

まず3款1項1目保険給付費等交付金、保険給付費等交付金について お伺いいたします。こちらがですね、金額からすると次ページの歳出の 高額療養費の交付金になるかと思うんですが、それの内容についてちょ っと一度教えてください。

答(市民窓口) 歳入3款1項1目保険給付費等交付金の1,244万1,000 円の増額補正につきましては、今おっしゃられたとおり、100ページの中 段にあります、2款2項1目一般被保険者高額療養費に連動する県支出 金で、高額療養費の実績見込みに伴う増額により、愛知県からの保険給 付費等交付金を増額するものです。

こちらの高額療養費の部分についての御質問もあったかと思います。 高額な医療費を医療機関で支払った被保険者に対して、所得に応じた上 限額を超えた費用を還付するもので、昨年度と比較をしますと、今年度 は上半期において高めの水準で推移したため、補正が必要となったもの です。なお、この高額療養費を含めた給付費につきましては、全額が県 の普通交付金で補填されます。

問(16) 引き続きちょっと教えていただきたいんですが、同ページの 7款3項1目ですね。一般被保険者第三者納付金ということで損害賠償 金のほうが約400万。こちらですね、内容と金額について御説明お願いい たします。 答(市民窓口) 7款3項1目一般被保険者第三者納付金の増額、400万6,000円につきまして。こちらにつきましては、交通事故など第三者からの行為でけがをした場合に生じた給付は、愛知県の国民健康保険団体連合会から損害賠償金として納付されます。400万6,000円の補正は、本年度の実績、たまたま1件大きなものがありましたので、こちらに伴う歳入となります。

委員長 16番倉田委員、質問たくさんあればまとめてお願いします。 問(16) 最後です。

ありがとうございます。次ページの歳出に移ります。 7 款 1 項 1 目ですね。こちらのほうがですね、一般被保険者保険税還付事業ということで91万9,000円ということで、過誤納保険税還付金ってあるんですけど、過誤納があったような記憶がないもんですから、ちょっとこちらの内容について教えてください。

答(市民窓口) 7款1項1目一般被保険者保険税還付金の91万9,000円の増額補正につきまして御説明いたします。

こちらは、令和元年分のコロナ減免による還付金や国民健康保険から他の健康保険に異動された方や世帯構成の変更等があった、被保険者が多く支払い過ぎた場合など、納付すべき国民健康保険税を納め過ぎたことにより返還するもので、実績見込みから還付金を91万9,000円増額するものとなります。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第84号の質疑を打切ります。

(6) 議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第86号の質疑を打切ります。

(7) 議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回) 委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第87号の質疑を打切ります。

(8) 議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、議案第88号の質疑を打切ります。

(9)陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情 委員長 それでは、提出者の方は、意見陳述席へ移動をお願いいたしま す。

意見陳述者登壇

委員長 ただいまより、意見陳述を行いますが、その前に数点注意事項

を申し上げます。意見陳述は陳情の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間はおおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布等を禁止いたします。意見陳述後は、退室していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。それでは、提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述(陳述者) 本日は、趣旨説明の機会を設けていただき、ありがとうございます。私は、社会保障推進協議会、愛知自治体キャラバン 実行委員会の刈谷民商の杉浦茂年と申します。

自治体キャラバン実行委員会では、毎年、県内全ての自治体に、介護、福祉、医療などの社会保障施策の拡充を求めて陳情書を提出し、高浜市は、本年は、10月21日に懇談させていただいております。

本日は大くくりにして【1】の市町村の福祉施策を充実してください と国及び県に意見書、要望書を提出してくださいの二つについて、時間 の関係で重点のみ説明させていただきます。

まず、2、国保の改善についてです。高浜市の国保税は、今年度の私 どもの市町村のアンケート回答で、医療分、後期支援分の合計で、平均 保険税が10万3,627円と、県内で3番目に高い現状にあります。一方で、 一般会計からの法定外繰入は1,478円で、県内45位と低い現状です。国や 県においては、決算補填等目的の一般会計法定外繰入を縮小する方針で すが、保険税の減免に充てる目的や、福祉、医療に関する国の補助減額 の補填、あるいは基金積立てなどの名目による決算補填等以外の目的の 法定外繰入は何ら規制されず、市独自の努力の余地があるのではないか と思います。誰もが払える国保保険税を目指して御努力をお願いいたし ます。また、18歳までの子供の均等割の減免についてですが、国保は、 協会健保と比べて、非常に所得に対する保険料の割合が高く、しかも、 多人数家庭ほど高くなりますが、これは、世帯員数に対して賦課する均 等割があるためです。私たちは18歳までの子供は均等割の対象とはせず、 当面、一般会計による減免措置を設けるようお願いしています。この減 免措置は、一宮市で早くから実施されていましたが、田原市、大府市、 設楽町でも減免を実施しています。ぜひ高浜市でも実施を検討いただき

ますようお願いします。

次に、®70から74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化についてです。愛知県内の2017年度の高額療養費の未申請件数は2万7,492件。金額にして2億1,000万円となっています。申請漏れをなくすためには、後期高齢者医療制度で実施している自動払いの導入が最善ですが、当面は申請勧奨について、通知はがきの送付だけではなく、申請書の送付が求められます。国が、高齢受給者について、2度目以降の申請をしなくてもよく、簡素化を通知することを受けて、70歳以上の被保険者がいる世帯について、2019年自治体キャラバンのアンケートでは、11市町で簡素化を対応しています。今年のアンケートでは、さらに、豊橋市、豊田市、春日井市など9自治体が簡素化を実施していることがわかりました。ぜひ高浜市においても、国の通知の趣旨を酌んで、簡素化を実施していただきますようお願いします。

次に、福祉医療制度についてです。まず、2、子供の医療費無料制度を18歳年度末まで実施することについてです。入院通院とも中学校卒業まで無料としているのは県内で高浜市を含め、53市町村、98%に広がっています。そして、今や入院通院とも、自己負担なしで、18歳年度末まで実施している自治体が7自治体。入院について見ると、24歳までを対象としている自治体が、豊田市、東海市などを含め、計28自治体と、県内自治体の過半数に達しています。通院では小学校就学前までしか助成していない愛知県の制度を拡充することを含め、高浜市独自の制度拡充をぜひともお願いいたします。

次に、③精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてくださいについてです。これは先ほど議論の中で、12月の議会にも提案されているようなので、詳しくは言いませんが一言だけ、精神障害手帳一、二級所持者に対して、入院通院とも一般の病気を含む全疾患を対象としているのは、53市町村、98%となっています。高浜市を除く全市町村が実施しているということです。精神医療費は、経済負担が病状にもたらす影響も大きいことを考慮し、精神障害者医療助成制度の対象を一般の病気に広げることと同時に、高浜市だけではなく、愛知県として、県の制

度で対応するように、県に意見書を上げていただきますよう、よろしく お願いします。

時間の都合上で、国及び県に意見書の要望提出に移ります。国に対するものですが、②国保の国庫負担の抜本的引上げに関してです。先ほどにも触れましたが、国保税引下げ、特に所得のない層にも関わる均等割を大幅に引き下げるには、市町村独自の努力では限界があります。低所得者や子供に関わる均等割を引き下げることは、滞納者を減らすことにもつながります。国庫負担の抜本的な引上げを国に要望していただきたいというお願いです。この件については、各全国の知事会でも繰り返し要望されているところです。ぜひ高浜市から国に、意見書、要望書を上げていただきたいと思います。

時間の制約もあり、どうしても説明させていただきたいところに絞りました。他の項目についても、市との懇談の中で、いろいろお話しさせていただいています。ぜひ全般にわたってよろしく御検討いただきますようお願いします。以上で趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いします。お世話になりました。

委員長 これをもって、陳述第7号の意見陳述を終了いたします。提出者におかれましては、退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第7号、福祉医療など社会保障の施策拡充についての 陳情についての意見を求めます。

意(13) 様々な項目の要望が書かれていますけれども、福祉医療制度 につきましては、今回議案で取上げられている内容もありますので、こ の陳情には反対いたします。 委員長 ほかに。

意(1) 同じくですね、市政クラブを代表いたしまして、この陳情に つきまして反対の立場で意見をいたします。

全国の知事会や、全国市長会ではですね、制度の抱える構造的な課題の解消や、国による財政支援を求める決議が行われているところであります。このような状況下のもとですね、市単独で国民健康保険税を下げるためには、一般会計の繰入れを行うことは、市の財政を圧迫するといったことだけでなく、いずれは介護保険制度を維持することが非常に困難になるのではないかと考えます。

また、陳情項目3の福祉医療制度につきましては、本市では全体的に、 県の助成基準を上回って実施している状況であります。限られた財源の 中で持続可能な制度として、まずは現行制度を維持、継続させていくこ とが課題と考えておりますので、これ以上の拡充については、慎重に検 討すべきであると考えます。

以上のことから、現時点では、意見を提出する段階ではないと判断いたしまして、反対といたします。以上です。

委員長 ほかに。

意(16) では陳情7号について意見を申し上げます。

格差がですね今国民の間で本当に問題になってきておりまして、社会保障という名目で、消費税の増税または消費税導入がこの間行われてきたんですが、消費税に関しては社会保障に全て使われてないということで、私のほうは問題視しております。国や県への要望につきましては国に対してはですね、アメリカに対する思いやり予算とか、あと軍事費の縮小などにより、予算の確保とかいろいろ出来てくる中で、特にですね国保に関しましては、昔と違いまして、家族構成がですね、3世代とかいう形で就労されている方の扶養に入るということで社保のほうで、運用されてる方が多く、国保というのはいわゆる自営業の方だけの入る保険だったかと思うんですけど、近年ですね、家族構成のほうが変わってきておりまして、特に高齢者世帯だけの家庭、それから自営業者そのままですが、高齢者の寿命が延びてるとかそういうことも含めまして、国

保については、私としては国として抜本的な改善が今後必要になるかと思います。なので、国や県への要望につきましては、私は特に問題はないかと思うんですけど、自治体への要望ですね、こちらに関しましては、内容を見させていただくと、確かに、私個人としても要望したいものもございますが、やはりですね、市の歳入歳出のバランス、それから、どこにお金をかけるかとか、いろいろなことを考えますと、なかなか難しい点も多いと思いますので、趣旨採択とさせていただきたいと思いますお願いいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本 委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第72号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部 改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第74号 高浜市精神障害者医療費支給条例の一部改正に ついて

挙手全員により原案可決

(4) 議案第83号 令和2年度高浜市一般会計補正予算(第11回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第84号 令和2年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第86号 令和2年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2回)

挙手全員により原案可決

(7)議案第87号 令和2年度高浜市水道事業会計補正予算(第2回) 挙手全員により原案可決

(8) 議案第88号 令和2年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 次に、陳情第7号について、趣旨採択との意見がありましたので、 採択にあたり、趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議 ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(9) 陳情第7号 福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手なしにより不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終 了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時13分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長